設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：国土交通省、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）又はこれらに相当する機関が発注した、鋼道路橋の疲労損傷に関する詳細調査及び健全度診断業務

類似業務：上記以外の機関が発注した、鋼道路橋の疲労損傷に関する詳細調査及び健全度診断業務

ハ　手持ち業務量

令和８年４月27日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が５億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

令和８年４月27日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で５億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

ａ）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

ｂ）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ｃ）手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

⑸　参加表明書の提出期限の日から見積開封の時までに、当社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

３　技術提案書の評価基準

⑴　技術提案書による評価

①　予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格

②　予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類似業務の実績

③　予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量

⑵　配置予定技術者からのヒアリングによる評価

①　ヒアリング対象者

イ　予定管理技術者

②　評価項目

イ　専門技術力の確認

ロ　業務への取組姿勢の評価

ハ　コミュニケーション力の評価

４　手続等

⑴　担当部局

首都高速道路株式会社　東京東局　総務・経理課

〒103―0015 東京都中央区日本橋箱崎町43―５

TEL：03―5640―4817

⑵　現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

①　交付期間：令和８年４月３日（金）から令和８年４月17日（金）午後４時まで

②　方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ－Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）

https://www.shutoko.co.jp/business/bid

③　交付資料のダウンロード操作手順：上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先ＵＲＬ及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

①　電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：令和８年４月３日（金）午前10時から令和８年４月17日（金）午後４時まで

参加資格確認資料（様式１～４）

〈持参の場合〉

・受付期間：令和８年４月３日（金）から令和８年４月17日（金）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

・受付場所：上記４⑴に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：令和８年４月３日（金）から令和８年４月16日（木）午後４時まで

・郵送方法：書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記４⑴に記載の担当部局まで連絡すること。

・受付場所：上記４⑴に同じ。

②　紙入札による場合

参加表明書及び参加資格確認資料

〈持参の場合〉

・受付期間：上記⑶①〈持参の場合〉のとおり。

・受付場所：上記４⑴に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：上記⑶①〈郵送の場合〉のとおり。

・郵送方法：上記⑶①〈郵送の場合〉のとおり。

・受付場所：上記４⑴に同じ。

⑷　技術提案書及び見積書の提出要請

①　電子入札システムによる場合

上記⑶において提出を受けた資料を審査し、技術提案書及び見積書提出要請書（以下「技術提案書等提出要請書」という。）を令和８年４月27日（月）に電子入札システムにより通知する。技術提案書等提出要請書を受けた者のみ技術提案書を提出できるものとする。

②　紙入札による場合

上記⑶において提出を受けた資料を審査し、技術提案書等提出要請書を令和８年４月27日（月）付け発送の書面により通知する。技術提案書等提出要請書を受けた者のみ技術提案書を提出できるものとする。

⑸　技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

①　電子入札システムによる場合及び紙入札による場合

技術提案書

〈持参の場合〉

・受付期間：令和８年４月27日（月）から令和８年６月８日（月）までの毎日、午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

・受付場所：上記４⑴に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：令和８年４月27日（月）から令和８年６月５日（金）午後４時まで

・郵送方法：書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記４⑴に記載の担当部局まで連絡すること。

・受付場所：上記４⑴に同じ。

⑹　見積開封の日時

①　電子入札システムによる場合

技術提案書等提出要請書において電子入札システムにより通知する。

②　紙入札による場合

技術提案書等提出要請書において書面により通知する。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約書の作成要否　要（電子契約を推奨する。）